



2014年3月23日発行  
 NPO法人  
 湘南ふくしネットワークオンブズマン  
 「成年後見支援センターだより」  
 編集責任者 藤本 直也  
 〒253-0043 茅ヶ崎市元町522  
 永井ビル3階  
 電話・FAX 0467-85-6660



羽ばたき～つばさ3年目を迎え～

特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさ  
 理事 根岸満恵

特定非営利活動法人よこはま成年後見つばさの設立は2011年3月の東日本大震災に端を発しています。震災から2週間後、横浜市が設けた一時避難所で横浜市社会福祉職OBと神奈川県社会福祉士会のメンバーによる生活相談が開始されました。この支援がきっかけとなり、結集した熱い思いが法人後見を実施する団体へと繋がりました。

2011年10月12日NPO法人の認証を受け、現在の受任数は二桁に達しています。長年、個人で後見業務を経験しているメンバーが中心となり、スーパーバイザーとして強力なサポート体制を取りながら法人の体制を整備してきました。

社会福祉職OBという経歴を生かし、行政のCWと連携し緊急を要するケースに対応できることもつばさの特徴と言えるでしょう。後見業務や相談から見えてきた課題にも柔軟な姿勢で、課題解決に向けての取り組みを実践しているところです。行政のCW等支援者向けの研修を企画・実施することも、そうした取り組みの一つになっています。成年後見制度は、財産のある人だけの制度ではありません。私たちは「本人のお金を上手に使って、その人らしく生活していくための支援」を目指しています。

知的障がい者やその関係者からの期待も大きく、知的障がい者の自立と親なき後の問題に取り組むために設置したプロジェクトチームは、スタートから2年が経とうとしています。当初は、成年後見の申立てに至る前に関係性を築くことが重要と考えましたが、今後は次の段階として、より良い支援を推進していくチーム作りへとコマを進めていきます。

(注 CW: ケースワーカー)

設立から3年目を迎え、つばさの法人後見は急速な伸展を遂げ、それ以外の権利擁護事業にも広がりを見せています。あんしんノートの普及、法テラス神奈川への協力、生活保護制度の預託機関、制度・

施策への意見具申、オーラルピース（口腔ケア剤）斡旋と、どれも重要な位置づけになっています。

改めて、法人後見へのニーズと重要性を再確認し、今後は法人後見を担う団体への支援が進むように、そうしたことに協力ができるつばさに大きく成長し、大空に羽ばたきたいと思います。

### \* かながわNPO法人後見連絡会 \*

「かながわ成年後見推進センター（神奈川県社会福祉協議会）」の呼びかけで、平成23年7月、神奈川県内の法人で法人後見事業をしている6団体が参加し、第1回かながわ法人後見連絡会が開かれました。平成25年からは「よこはま成年後見つばさ」も加わり、現在では8団体になりました。

連絡会は年2回開かれ、各参加団体が活動状況を発表し合って情報交換を行い、さらに、各参加団体から出された議案の検討、問題点の掘り起こし、情報の共有化などスキルアップに努めています。

最近の議案では、選挙権の復権、障がい者が地域生活をする際の自己実現、法人後見の財産管理・身上監護の監査システムについてなどが出され、法人後見における辞任ケースについての事例発表も行われました。

検討議案は、回を重ねる毎に、より身近で具体的なもの、法人後見を行っている現場で今まさに抱えている問題から出される傾向にあります。各団体で行っている法人後見が進行するにつれ、次々と新たな課題に直面していることがうかがい知れます。



### \* 成年後見支援センターの相談から \*

#### その4「後見制度の利用を考えていますが、第三者後見人との関係が心配です。」

家庭裁判所から選任された第三者後見人（弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士などで「専門職後見人」とも呼ばれています）も、本人の後見人で、親族などのための代理人ではありません。

第三者後見人も親族後見人（親、兄弟姉妹など）も、後見人としての職責にかわりはありません。

第三者後見人は、本人・親族との良好な関係を望んでいますが、親族にも要望やこだわりがあり、第三者後見人には、専門職として特別な職責や職務上の倫理が求められます。この立場の違いから、本人・親族との間に難しい問題が生じることがあります。そのような関係を未然に防止するため、当センターに申出があれば、本人や親族などと第三者後見人が候補者の段階（選任審判が出る前）での、面談をして、お互いの理解を深めていただく機会を設けるようにしています。その結果次第で候補者の交代も可能です。



当センターでは、後見開始後も、本人・親族と第三者後見人との関係調整の相談もお受けしています。

せいねんこうけんにん ひと  
\* 成年後見人ってなにをする人ですか? \*

か ぎんこう  
テレビを買いだいたいのですが、銀行  
ちょきん かね  
に貯金しているお金がいくらあ  
るのか、どのくらい引きだしてよい  
のかわかりません。

しやくしょ しょうがい  
市役所の障害  
ふくしか てがみ とど  
福祉課から手紙が届  
きました。なんの手続  
きなのかよくわかりま  
せん。

さぎょうしょ  
作業所から  
かえ みち  
の帰り道、  
おんな ひと こえ  
女の人に声  
をかけられて、  
エステにつれて  
いかれました。



こんなとき、 せいねんこうけんにん  
成年後見人がいたら・・・

こうけんにん かね ぎんこう しやくしょ てつづ  
後見人はあなたのためにお金をあずかり、銀行や市役所で手続きをします。  
こうけんにん そうだん たか もの か とき とけ  
後見人と相談しないで、いらない高い物を買った時は、取り消しできます。  
こうけんにん おも てつだ  
後見人はあなたがひとりではむずかしいと思うことをお手伝いします。  
こま そうだん  
困ったときには相談にのってもらえます。



こうけんにん ひと  
後見人にはどんな人になってほしいですか？

こうけんにん  
後見人にやってもらいたいこと(じぶんでできないこと)はなんですか？

てつづ いしゃ しんだんしょ かぞく しょうい じぶん  
手続きは、お医者さんから診断書をもって、家族に書類をかいてもらうか自分で  
かいて、家庭裁判所に持っていきます。

せいねんこうけんしえん そうだん しょうい せつめい  
成年後見支援センターに相談してください。書類のかきかたも説明します。

## \* センター講師派遣報告 \*

### < 家族介護者教室 >

2013年10月22日午後、高齢福祉介護課主催で男女共同参画推進センター「いこりあ」の大会議室において「家族介護者教室」が開催され、「事例から成年後見制度を知る」というタイトルで成年後見支援センターが説明を行いました。場所や開所日・時間の紹介のあと、センターで相談を受けている様子を簡単な劇にして紹介しました。成年後見制度についての事例では認知症の親を持つ子の相談として紹介、任意後見制度についての事例では本人が相談にみえて質問をする様子を紹介しました。



### < 寒川町手をつなぐ育成会研修会と「私の記録」 >

2013年12月1日午後、寒川町福祉活動センター2階で約20名の参加者に成年後見制度の簡単な説明とともに、神奈川県手をつなぐ育成会が作成した「わたしの記録」(本人の想いをつづり、願いを伝え、本人の権利を守り、生活を成年後見人に託するためのノート)の活用に向けて、グループに分かれ会員同士で意見交換をしました。参加者の中には父親や姉妹もおられ、母親とは違った側面からの意見を聞くことが出来ました。

## \* センター主催勉強会 \* < 親族後見人を支援する >

2013年11月19日午後、成年後見支援センター主催で体育館会議室において相談支援事業所担当者を対象に勉強会を開催しました。横浜家庭裁判所からDVDを借りて会場で放映。後見受任後の後見人の仕事について横浜家庭裁判所作成の「成年後見人Q&A」を参考に講師の小野田潤さん(社会福祉士会湘南東支部長)にお話をしていただきました。この後、「正しい答えはどれですか?」という簡単な問題を3題出して参加者の皆さんと親族後見人の仕事について考えました。



### 編集後記

- ・は～るよ来い、は～やく来い!(A)
- ・大雪でも春は近くまで来てるぞ。(H)
- ・華やかな昔の姿失せし君(Y)
- ・法人後見を春の光に(N)
- ・わかりやすくはむずかしく...(C)

NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン

### 成年後見支援センター

住所: 茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル 3階

電話・FAX: 0467-85-6660

月・水・金の10:00~17:00(祝祭日はお休み)

相談無料・個人情報は必ず守ります

